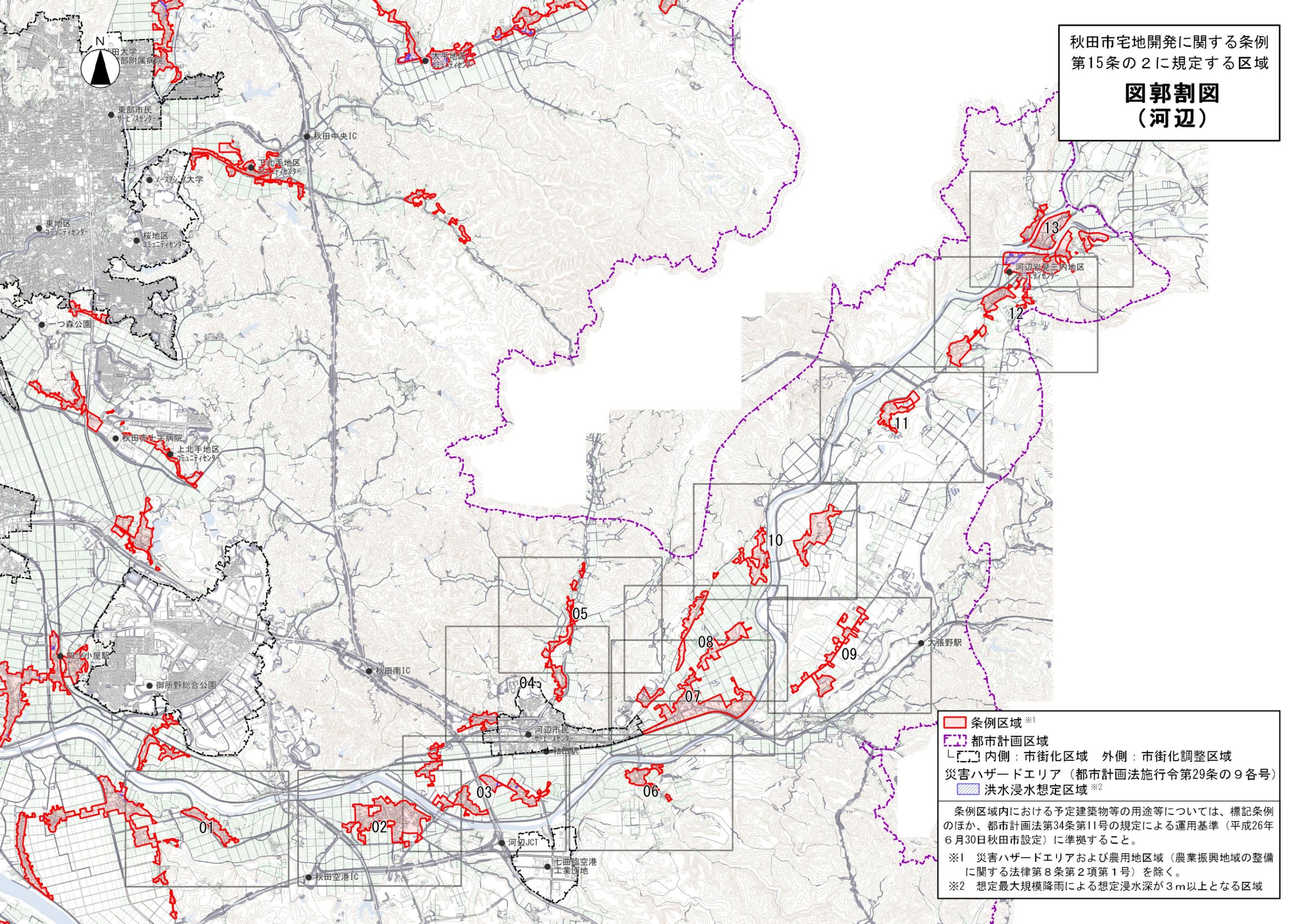


秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域

図郭割図 (河辺)



■ 条例区域※1
┌───┐ 都市計画区域
└───┘ 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域
災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）
▨ 洪水浸水想定区域※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域